

4. 注記表

第12年度（平成25年度）注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的の債券・・・・・・・・償却原価法（定額法）
 - その他の有価証券
 - ・時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・・・・・・移動平均法による原価法

なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 購買品・・・・・・・・売価還元法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 諸材料・・・・・・・・先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - その他の棚卸資産・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 建 物（建物附属設備を除く）
 - 平成10年3月31日以前に取得したもの・・・・・・・・旧定率法
 - 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの・・・・・・・・旧定額法
 - 平成19年4月1日以後に取得したもの・・・・・・・・定額法
 - 建物（建物附属設備を除く）以外
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの・・・・・・・・旧定率法
 - 平成19年4月1日以後に取得したもの・・・・・・・・定率法
 - 平成24年4月1日以後に取得したもの・・・・・・・・200%定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定にもとづき、3年間で均等償却を行っています。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。
 - なお、当JA利用のソフトウェアについては、JA内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法により償却しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領・経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
 - 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 - また現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務

者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれが多い金額を計上しています。

この基準にもとづき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額にもとづき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領にもとづき、査定対象資産を直接管理している部署が資産査定を実施し、本店管理部署が二次査定した結果を、当該部署から独立したリスク管理部および内部監査室が検証したうえで上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額にもとづき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規にもとづく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

当JAの外部出資先への出資に係る損失に備えるため、株式については有価証券の評価方法と同様の考え方により、株式以外のものについては貸出債権と同様の考え方により、必要と認められる額を計上しています。

(6) ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員への加入促進を目的とするJAポイントサービスにもとづき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当期末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方法によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 記載金額の端数処理の方法

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。

【表示方法の変更に関する注記】

出資金の表示方法の変更

公益社団法人京都府畜産振興協会、公益社団法人京都府家畜畜産物衛生指導協会、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金ならびに株式会社京都府農協電算センターにおいては、法人側で出資金をそれぞれの「寄託金」、「預かり金」へ計上していることから、当JAの当該法人に対する出資金(114,470千円)は、従来の「外部出資」から「雑

資産」へ表示を変更しています。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は911,427千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	金 額	種 類	金 額
建物・附属	442,391	構築物	303,686
機械および装置	86,621	車両運搬具	7,289
器具・備品	10,276	土地	61,164

なお、合併前の取得資産は帳簿価格を引継いでいます。

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATM、信用端末機、公用車等については、リース契約により使用しています。

○オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リースのうち解約不能のものはありません。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

4. 農業協同組合中央会が将来賦課することが見込まれる額に係る事項

京都府農協中央会の京都府JA経営基盤強化対策特別会計のために当JAが当期負担した金額は7,418千円で、平成25年9月末をもって事業が完了したことから、今後の当JAの負担見込額はありません。

なお、京都府JA経営基盤強化対策特別会計は、府内JA経営の健全性確保のために資金を造成する事業で、当該事業に要する費用は当該事業の継続期間中に中央会の会員による賦課金等により賄っていました。

5. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 金銭債権はありません。

理事、監事に対する金銭債務の総額 金銭債務はありません。

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は181,195千円、延滞債権額は1,815,162千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援をはかることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は72,019千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は2,068,377千円です。
 なお、(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 土地の再評価に関する法律にもとづく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成10年12月31日・平成11年2月28日
 平成11年12月31日・平成11年3月31日
 平成12年7月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
 1,377,562千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

8. 優先出資の消却について

その他の出資金は、優先出資金を平成24年9月28日に「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項1号」の規定にもとづき消却したことにより、優先出資からその他の出資金に振り替えたものです。

【損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

(1) グループピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループピングを実施した結果、事業用店舗については支店ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグループピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、JA全体の共用資産としています。

(2) 当期に減損を認識した固定資産は、以下のとおりです。

① 減損損失を計上した資産または資産グループの概要および減損損失の金額

(主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)

(単位:千円)

場 所	用 途	種 類	そ の 他	金 額
与謝野町	業務用	土地		29,838
与謝野町	業務用	建物・付属・構築物		82,905
京丹後市	業務用	土地		445,905
京丹後市	業務用	建物・付属・構築物		95,590
宮津市	業務用	土地		46,527
宮津市	業務用	建物・付属・構築物		88,736
与謝野町	賃貸用固定資産	土地		13,728
与謝野町	賃貸用固定資産	建物・付属・構築物		7,723
京都市右京区京北	遊休	土地	業務外固定資産	713
亀岡市	遊休	土地	業務外固定資産	137
南丹市	遊休	土地	業務外固定資産	3,665
京丹波町	遊休	土地	業務外固定資産	3,274
綾部市	遊休	土地	業務外固定資産	183
与謝野町	遊休	土地	業務外固定資産	726
京丹後市	遊休	土地	業務外固定資産	1,258
宮津市	遊休	土地	業務外固定資産	1,432
合 計				822,340

② 減損損失の認識に至った経緯

与謝野町・京丹後市・宮津市の業務用土地・建物等については土地の時価が著しく減少し、減損損失の兆候に該当することから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

与謝野町の賃貸用固定資産は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

京都市右京区京北・亀岡市・南丹市・京丹波町・綾部市・与謝野町・京丹後市・宮津市の業務外固定資産については、昨年までに減損処理した遊休資産も含め、当期処分可能額で再評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨および割引率

与謝野町・京丹後市・宮津市の業務用資産、与謝野町の賃貸用固定資産ならびに京都市右京区京北・亀岡市・南丹市・京丹波町・綾部市・与謝野町・京丹後市・宮津市の業務外固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額にもとづき算定しています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、自己資本増強の一環として借り入れた、JAバンク支援協会からの期限付劣後特約付借入金を含んでいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」にもとづき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

② 市場リスクの管理

A. 市場リスクの管理体制

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などにもとづき、有価証券の売買

を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行っています。

イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が415,481千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	339,497,064	339,118,450	▲ 378,614
有 価 証 券	43,598,674	43,598,584	▲ 90
満期保有目的の債券	500,000	499,910	▲ 90
その他有価証券	43,098,674	43,098,674	—
貸 出 金	55,049,135		
貸倒引当金	3,208,270		
貸倒引当金控除後	51,840,864	52,943,416	1,102,552
資 産 計	434,936,604	435,660,451	723,847
貯 金	427,751,836	427,780,023	28,186
借 入 金	354,610	355,801	1,190
負 債 計	428,106,447	428,135,824	29,377

(注)1 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注)2 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付2,287千円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間にもとづく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券および外部出資

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間にもとづく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間にもとづく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,861,557

注1 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

注2 外部出資に対応する外部出資等損失引当金13,306千円を控除しています。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	339,497,064	—	—	—	—	—
有 価 証 券	6,030,000	2,790,219	1,228,176	1,000,000	680,000	30,400,133
満期保有目的の債券	—	300,000	—	—	—	200,000
その他有価証券うち 満期があるもの	6,030,000	2,490,219	1,228,176	1,000,000	680,000	30,200,000
貸 出 金	11,963,730	4,227,382	3,860,692	3,381,463	3,449,658	26,188,967
合 計	357,490,794	7,017,601	5,088,868	4,381,463	4,129,658	56,588,967

注1 貸出金のうち、当座貸越2,693,262千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

注2 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,974,952千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	367,923,986	23,403,896	28,356,654	2,894,652	5,172,648	—
借 入 金	29,340	41,766	19,969	14,646	11,472	237,145
合 計	367,953,326	23,445,662	28,376,623	2,909,298	5,184,390	237,145

(注) 1 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価および評価差額

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	200,000	202,700	2,700
	小 計	200,000	202,700	2,700
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社 債	300,000	297,210	▲ 2,790
	小 計	300,000	297,210	▲ 2,790
合 計	500,000	499,910	▲ 90	

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)	
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	債 券	38,280,089	39,346,368	1,066,278
	国 債	9,037,512	9,377,635	340,122
	地 方 債	9,731,191	10,048,114	316,922
	金 融 債	800,000	801,460	1,460
	社 債	18,711,385	19,119,159	407,773
	受 益 証 券	143,407	190,278	46,870
	小 計	38,423,497	39,536,646	1,113,148
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	債 券	3,091,993	3,082,523	▲ 9,470
	国 債	100,019	99,623	▲ 396
	地 方 債	899,467	897,598	▲ 1,869
	社 債	2,092,506	2,085,302	▲ 7,204
	受 益 証 券	492,952	479,505	▲ 13,446
	小 計	3,584,945	3,562,028	▲ 22,916
合 計	42,008,443	43,098,674	1,090,231	

(※) 上記評価差額から繰延税金負債303,520千円を差し引いた額786,711千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
債 券	6,440,661	143,185	29,720
国 債	2,808,251	27,743	2,191
地 方 債	1,717,364	70,697	6,859
社 債	1,915,045	44,745	20,670
受 益 証 券	674,677	36,975	10,158
合 計	7,115,339	180,160	39,878

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程にもとづく退職一時金制度を採用しています。

また、同規程にもとづく退職給付に加え、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

退職共済制度の積立額は、1,678,868千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

① 期首における退職給付債務	4,055,033千円
② 勤務費用	10,601千円
③ 利息費用	40,550千円
④ 数理計算上の差異の発生額	45,344千円
⑤ 退職給付の支払額	▲298,365千円
⑥ 期末における退職給付債務	3,853,163千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	3,853,163千円
② 未認識数理計算上の差異	▲356,084千円
③ 貸借対照表計上額純額	3,497,079千円
④ 退職給付引当金	3,497,079千円

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

① 勤務費用	10,601千円
② 利息費用	40,550千円
③ 数理計算上の差異の費用処理額	112,010千円
小計	163,162千円
④ 特定退職制度への拠出金(注)	184,414千円
⑤ 退職給付費用(①+②+③+④)	347,576千円

(注) 特定退職共済制度への拠出金184,414千円は「人件費」で処理しています。

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

① 割引率	1.00%
② 数理計算上の差異の処理年数	6年

2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額

人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定にもとづき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金55,453千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は846,407千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	852,173
退職給付引当金	973,586
賞与引当金	56,635
未払費用否認額	17,515
土地・固定資産償却超過額	1,037,679
資産除去債務	52,086
その他	134,212
小計	3,123,890
評価性引当額	▲ 2,822,990
繰延税金資産合計	300,900
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	▲ 303,520
資産除去債務資産増加額	▲ 5,656
繰延税金負債合計	▲ 309,176
繰延税金負債の純額	8,276

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.82%
住民税均等割等	1.03%
評価性引当額の増減	▲ 3.89%
その他	1.42%
税効果適用後の法人税等の実際負担率	24.33%

3. 法人税等の税率変更により修正した繰延税金資産および繰延税金負債の金額

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異などについては前事業年度の29.61%から27.84%に変更されました。

その結果、繰延税金資産が10,100千円減少し、法人税等調整額が10,100千円増加しています。